

その理由としましては、技術的な問題もあるんですけども、病弱であるような牛を育てるために、さまざまな抗生物質とかホルモンを使うといったおそれもありますので、この点は是非、表示は必要ではないかと思えます。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

○参加者⑧ 主婦連合会の参加者⑧です。

今、表示の話が出ておまして、今日はまだその段階までいかないのかなと思ったもので、こちらからは発言しなかったんですけども、やはり、もしというか、万一というか、許可になるという段階になりましたら、これは絶対に表示を義務付けていただきたい。参加者⑦さんの方からお話がありましたように、受精卵クローンのときにも私どもは表示を求めましたけれども、「Cビーフ」という言葉がつけられながら、一切市場では見掛けたこともないという状況になっております。今回の体細胞クローンについては、やはりいろいろな疑問が残っております。これから先の食品安全委員会のまとめ、あるいはその後の農林水産省、厚生労働省でどのような扱いになるのかという点もありますけれども、やはり消費者の選択する権利としての表示という意味で、表示を義務付けていただきたいし、これは当然の消費者の権利ということで申し上げておきたいと思えます。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

○参加者⑨ 中央の消費者団体だけと思われるといけませんので、私、仙台から参りました参加者⑨と申します。

私どもも受精卵クローンのときにも表示をしていただくようお願いいたしましたけれども、実現しませんでした。仙台にも仙台牛といういい牛がありますけれども、それが体細胞クローンとして出荷されたときに食べるかと言ったら、私どもは絶対選ばないと思えます。幸い、日本では消費者の権利が認められましたから、是非、消費者の権利を行使できるように表示を義務付けていただきたいと思えます。お願いいたします。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

逆に、表示すべきでないというような御意見があれば、是非聞かせていただきたいんですが。この場での御発言はなかなか難しいかもしれませんが。ただ、表示問題で余りここで時間をとってしまってもらちが明きませんので、お一人だけで切りたいと思えますが。

○参加者⑩ 日本豆腐協会の参加者⑩と言います。

今、同じことを言おうと思ったんですね。表示の問題は次のことだと思うんですよ。表示が要らないという人は、表示されていなくても関係ないわけですよ。ただし、今おっしゃったように知りたい人もいますわけですから、先ほどの「Cビーフ」というキャッチフレーズは初めて知りました。私はクローン牛は「クローン牛」という表示でいいと思えます。だから、その論議はこことは別だと思うんです。

○牛尾参事官 そうですね、ありがとうございます。

それでは、一応、表示の問題は次のステップということなので御理解いただきたいと思

います。

済みません、もう一つ 参加者⑦ さんから指摘いただきました、現時点で諮問するのはなぜかという3点目の御質問についての回答がまだでございました。諮問の経緯については、佐々木補佐の方から 参加者⑥ さんへの回答にあったわけですが、参加者⑥ さんの回答ではちょっと不十分だという趣旨ですか。では、もう少し丁寧に。

○佐々木補佐（厚生労働省） 先ほど鈴木からも御説明申し上げましたけれども、私どもこれにつきましては米国ですとか欧州における評価の実施状況ですとか、国内外における体細胞クローン家畜の生産状況と流通可能性、あと、現在得られている知見等を考慮して決めたものでございます。ですから、御指摘のもう少し科学的知見が集まるのではないかと、さまざまな議論もあるかとは思いますが、ある意味でこれだけまとまった形で知見が出そうというのが一つの契機になりましたので、それで諮問したというものでございます。別にどこどこから働き掛けがあったとか、そういうものではございません。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

ほかに何か御質問ございますか。

○参加者⑩ ヤヨイ食品から来ました 参加者⑩ と言います。

もっと早くに質問すべきだったんですが、渡邊先生かと思うんですけども、体細胞クローンの元のドナー細胞という表現をされました。ドナー細胞の場合だと、若いドナー細胞だったら大丈夫だと思うんですが、上は牛として何歳ぐらいまで使えるものなんでしょうか。

○渡邊先生 ドナー細胞ですけども、特に年をいっても10歳ぐらいでもクローニングできるという話もありますので、技術的あるいは個体差も牛の場合はありますので、そういう個体差の要因はあるにしても、今のところは結構の高齢な牛でもクローニングはできる、クローン牛はできると考えられております。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

今日は、安全性の問題について御説明を3人からさせていただきましたが、安全性の問題についての質問がないというのは大体御理解いただいたと理解しているのか、私はちょっと戸惑っているんですが、本筋でございます食品安全委員会に諮問した食品としての安全性について、こういう懸念があるんじゃないかということについて、もう少し議論が深められればと思うんですが、その辺について特に3名の方にこだわらなくても結構でございますから、何か御質問があればよろしくお願いします。

○参加者⑪ 参加者⑪ と言います。消費者です。

ちょっとうまく言えるかわかりませんが、科学的な検証となると、3人の方の説明でも生き残った牛の部分に集約されていくような気がするんですが、やはり牛として生まれるところから生まれた後かなり死んでしまっているという実態はすごく大事な点だと思うんですね。そこをやはり科学的にもきちんと検討するということをお願いしたい。今までBSEにしても何にしても、いろいろ食品で大きな問題が出てきているの

は人為的なミスというのが非常に多いし、注意をしなくなったときの危険性というのがすごくあると思うんですね。そういうところの高さからいって、もとのところの異常な事態と私は思うんですが、確率の割合がよくわかりませんが、そこをすごくきちんと見る必要があるなど。表示まで何でいってしまったのかなと思うんですが、それを本当に認めるか認めないかというところをきちんと議論していただきたいなと思います。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

今の参加者⑫さんの御質問・御指摘は、これまでの多くの方々の御指摘と重なるものだろうと思っております。要約すれば、生き残った健康な牛だけではなくて、その前に死んでしまった牛等の安全性といえますか、健全性も含めて評価すべきだろうという御意見だろうと思います。この機会に、同様の意見を持っている方がいらっしゃいましたら、併せてお聞かせいただきたいと思うんですが。

○参加者⑫ たびたび済みません。先ほども御説明があったんですけども、安全性の問題につきましては、初期化のレベルで全能性が獲得できていないのではないかとというのが一番の私を感じる懸念でして、未熟な技術で生まれたクローン牛、そして、それが後代の動物にも伝わってしまうのではないかとといった懸念を払拭できない限り、この技術はむしろストップすべきではないかと考えます。あるいは、核をとればいいんだとおっしゃいますけれども、例えば、細胞の中のミトコンドリアに遺伝情報もあると言われておりますから、そういった新しくできた細胞がどんなふうに機能してしまうのかということはまだわからないわけですよね。そういう問題も含めて、きちんと科学的に解明されない限り、この技術はむしろストップした方がいいんじゃないかというのが私の考え方です。

○牛尾参事官 御意見と伺ってよろしいですか。ありがとうございます。

ほかに同様の御質問ございますか。

○参加者⑬ 参加者⑬と申します。

先ほどから死亡、親が死んだり、子どもが死んだりということがあるんですけども、同様の技術、かなり似ている技術でETについてもやはり子どもが大きかったり、死産が多かったりするんですが、ETに対する統計的有意性とか、そういった論文もまとめていただくとわかりやすいですね。ETと比べて明らかに優位に死産が多いのであれば、もう一つ何かあるなというところもありますし、逆に、同じであればドナー、レシピエントのオペレーションについて問題があったのかもしれないし、その辺今後まとめてもらえればと思います。

○牛尾参事官 では、御要望として承らせていただきます。ありがとうございます。

ほかにございますか。

○参加者⑭ また安全性ではないんですが、先ほどの口に入る可能性があるとおっしゃったのがすごく気になって、どうして可能性があるのかと思いました。私の想像では、今、何頭か生まれて飼育されていますよね、それを放っておくわけにもいかないから、何とかしなきゃということなのか、それとも、貿易でヨーロッパなどはまだ自粛だけれども、ア

メロカ辺りから入る可能性があるということなのか、口に入る可能性があったから質問するという可能性についてお伺いしたいと思います。

○牛尾参事官 参加者⑥さん、どなたに。

○参加者⑥ どなたでも結構です。諮問した方をお願いします。

○佐々木補佐（厚生労働省） 先ほどと同じような答えぶりになるかもしれませんが、口に入る可能性ということで申しますと、まず、少なくとも我が国においては先ほど来、体細胞クローンの自肅、米国においても米国農務省において体細胞クローン技術に由来したものについては自肅という状況でございます。

一方で、改めて整理しますと、体細胞クローン家畜由来食品につきましては、後代に由来するものも含めまして、これまでの国内外の研究・評価において、いずれも通常の繁殖方法で生まれた家畜に由来する食品と同等の安全性を有すると考えられております。したがって、評価依頼をするに当たりまして、安全性の観点からは私ども例えば輸入というものの規制措置もとることは必要ないと思っております。となってきましたと、確かに明らかに流通しているという情報をつかんでいるものではございませんが、少なくとも後代のものについては流通し、輸入されている可能性が当然ある以上は、私どもは国民の皆さんの食品の安全を確保する立場において、今のタイミングであってもすべきだろうと。これを遅らせるメリットというものを考えたときに、さほどないだろうと。先ほどのハラさんへの回答でも申し上げましたとおり、科学的知見につきましても、これだけ固まったものがあるとなったときに、速やかに管理機関として講ずることができる施策というのは、まず評価依頼をすると。それに基づいて管理措置を行うという考え方から、このタイミングでやったということでございます。貿易均衡とかそういうものではございませんで、今申し上げたような知見が固まってあるということ、また、そういう諸外国の状況からすれば、後代については可能性が否定できないということ、こういう背景があったものでございます。

○牛尾参事官 よろしゅうございますか。

○参加者② 確認させていただいてよろしいでしょうか。

今のお話の中で、ひょっとすると後代の牛肉なりが日本に入ってきている可能性もあるんじゃないかということでしょうか。これからですか。

○佐々木補佐（厚生労働省） 私から申し上げますと、また繰り返になってしまうんですが、先ほどの鈴木からの話にあったかと思えますけれども、アメリカの農務省においては後代についての自肅は掛けていないということ、さはさりながら、明らかに流通しているという情報自体は米国の関連機関においても把握していないということ。ただ、今の2つからすれば、確かに御指摘のとおり自肅要請をしなくなった、参考までにFDAは今回の評価結果を出すまでは、後代も含めて自肅していたということはあるんですが、そこからも後代について作り始めるとすれば、牛ですから生まれるまで9か月程度であれば出てくるという可能性は一方で当然あるということでございます。明らかな事実に基づい

てというよりは可能性で申し上げたということ、ちょっと紛らわしい言い方だったかもしれませんが、そういう可能性の背景には今言った要因があるということをお紹介申し上げます。

○参加者⑭ 静岡県消費者団体連盟の参加者⑭と申します。

農林水産省の方にどなたかお答えいただきたいんですが、これまでに牛で 535 頭、豚で 256 頭が誕生して、死んでいるものが多いようですけれども、生きているものにつきまして農水省の方では自粛ということなんですが、実際に生き残った牛や豚の肉なりを試食をしたということはいかがでしょうか。どんどん大きくなっていきますと、と畜もされているでしょうし、それがどのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

もう一つ、このような説明会を地方でもこの後行っていただけますでしょうか。やはり地方から来るのは大変ですので、地方でもこういう機会を与えていただければありがたいと思います。

2点につきまして、お願いいたします。

○牛尾参事官 最初の点は、農水省の方に答えていただきますが、2番目の地方での開催というのは、地方自治体からの要請があれば我々としてもできるだけ協力させていただきたいと思っていますし、今日は厚生労働省と農林水産省の共催という形なんです。今後、食品安全委員会もこういった形での意見交換会というのは各地で展開されるんじゃないかと私も思っています。ただ、時期はもうちょっと後かもしれませんけれども。

1番目の質問は農水省さんに。

○櫻谷補佐（農林水産省） 今、体細胞クローン牛につきましては、いわゆる試験用ということで実際に肥育しているものも試験研究機関だけでございます。試食ということでございますけれども、当然いわゆる試験の中で食味ということもやっておりますので、実際に食味試験の中で一般牛との食べ比べみたいなことも実際にされております。ただ、あくまで試験研究の一環として行われておりますので、こういったものが実際の市場に流通しているということではございませんので、念のため申し上げます。

○牛尾参事官 よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

○参加者② 先ほどの輸入の可能性があるということからちょっと検討していただきたいんですが、こういった世界的な流通が始まるということになりますと、やはり日本だけではなくてほかの消費者にとりましても非常に重要な問題になるので、この際コーデックス委員会できちんと議論すべきではないかと思うんです。バイオテクノロジー特別部会で一度これが議題に上ろうとしたことがありましたけれども却下されましたよね。そういう状況の中で、各国でどんどんと市場化が進むというのは非常に問題が多いと思うんですね。ですから、コーデックスで議題に上ることがまず必要でしょうから、日本政府としてもこの点を提案するという必要ではないかと思えます。そのほか、国際機関としてOIEがどう考えているのかとか、その辺もきちんと確かめる必要があるんじゃない

ないかと思えます。

○牛尾参事官 ありがとうございます。今のは御要望として承って、直接ここで回答することはよろしいですか。

○参加者② そういった提案をされるかどうかを聞きたいんですが。

○牛尾参事官 提案するかどうかというのは、政府としての意思統一をしてからの話になると思いますので、この場で誰かから答えるというのは不可能だと思いますので、それは御要望として承らせていただきたいと思います。

ほかにございますか。予定している時間がまだ10分くらい残されているところでございますが、あと1問ぐらいで終わりたいと思います。

○参加者⑬ 熊谷先生の報告の中で、給餌試験の話がありましたけれども、生乳乾燥パウダーと肉の乾燥パウダーについては14週間という試験がありますが、これ以上の長期試験の実績というのはいないんですか。

○熊谷先生 1世代目の体細胞クローン牛については、これのみと思っています。先ほど後代牛についてお話がありましたけれども、あれは1年間です。

○牛尾参事官 それでは、若干時間がございますが、逆にこの機会に3人のプレゼンターから言い残したこと、あるいは追加したことというのがあればお聞かせいただきたいと思います。何かございますか。よろしいですか。

それでは、フロアからの質問もないようでございますし、プレゼンターの方からもないのでございますので、これで終了させていただきたいと思えます。

なかなか現時点では方針をまだ明確にお答えできないところもございまして、今後また議論を進めて、理解を進めていきたいと思えます。

会場の皆さんにも御協力をいただきまして、ありがとうございました。これで終了させていただきます。(拍手)

○司会 以上をもちまして、体細胞クローン家畜に関する説明会を閉会いたします。

本日は、皆様からさまざまな御質問・御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。また、長時間にわたり説明会の円滑な運営に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

出入り口におきましてアンケートの回収を行っておりますので、御協力をお願いいたします。また、お近くでこうした意見交換会を開催することがございましたら、是非御参加いただきたいと思います。

それでは、皆様お気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。